

10.2.05

平成22年2月4日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 本田 亮

平成21年(ネ)第4398号不当利得返還請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所平成21年(ウ)第1553号)

口頭弁論終結日 平成21年12月1日

判 決

東京都千代田区大手町1丁目2番4号

控 訴 人	プ ロ ミ ス 株 式 会 社
同代表者代表取締役	神 内 博 喜
同訴訟代理人弁護士	鈴 木 康 之

埼玉県

被 控 訴 人	
同訴訟代理人弁護士	坂 本 隆 浩

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

- 1 被控訴人（原告）は、昭和57年9月21日から平成20年9月3日まで、
控訴人（被告）との間において、継続的な金銭消費貸借契約を行い、金銭の借
入れ及び返済を繰り返した。借入金、弁済額及び各取引日については、原判決
別紙計算書1記載のとおりである。
- 2 本件は、被控訴人が、控訴人に対し、利息制限法（平成18年法律第115
号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項所定の制限を超えて利息として

支払われた部分を元本に充当すると、過払金が発生するとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金及び法定利息の支払を求める事案である。

控訴人は、(1) 被控訴人の主張する過払金は、貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下「貸金業法」という。）43条の「みなし弁済」に該当する、(2) 控訴人が悪意の受益者であることは争う、(3) 過払金返還請求権は、発生都度、消滅時効期間が開始するから、本訴提起日から遡って10年経過以前に発生した過払金返還請求権は時効によって消滅したと主張した。

3 原審は、(1) 本件の過払金の支払について貸金業法上のみなし弁済は成立しない、(2) 本件取引の性質に照らすと、基本契約に基づく借入金債務について、利息制限法所定の制限利率を超える支払により過払金が発生した場合には、弁済当時他の借入金債務が存在しないならば、前記過払金を後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むと解すべきである、(3) そうすると、被控訴人の控訴人に対する過払金請求権の消滅時効は、一切の取引の終了した時点から進行するものと解されると判示し、被控訴人の請求を認容した。

これに対して、控訴人が控訴した。

4 請求原因及び請求原因に対する控訴人の答弁等は、5に当審における控訴人の主張を付加するほか、原判決の「事実及び理由」欄の第2及び第3に記載のとおりであるから、これを引用する。

5 当審における控訴人の主張

本件の主たる争点は、①不当利得返還請求権の消滅時効の起算点、②みなし弁済が成立しない場合に、貸金業者は、不当利得返還債務のみならず、悪意の受益者として付加利息の返還義務も負うのか、③貸金業者が悪意の受益者であるとした場合、付加利息の発生時期はいつなのかの3点である。原審は、①の点につき、単に一言、最高裁の過払充当合意を踏襲するのみで、理由不備、かつ、法律上の障害の解釈につき法解釈の誤りがある。また、原審は、②及び③

の点について何ら触れることなく、その点で理由不備である。その詳しい理由は、次の(1)～(3)のとおりである。

したがって、原審は、法解釈の誤り、理由不備の違法があるため、取り消されるべきである。

(1) 消滅時効の起算点

原審は、不当利得返還請求権の消滅時効の起算点について、単に一言、最高裁平成21年1月22日第一小法廷判決・民集63巻1号247頁の過払充当合意の理論を踏襲するのみであり、これは、理由不備であるとともに、消滅時効の起算点に関する「法律上の障害」の解釈を誤っている。したがって、本訴提起（平成21年1月21日）から10年遡った平成11年1月21日以前に発生した債権は、既に時効により消滅している。

(2) 悪意の受益者該当性

原審は、みなし弁済が成立しないことから、貸金業者が悪意の受益者か否かに触れることなく、控訴人の請求を認容した。しかし、利息制限法所定の利率を超える弁済を受けたことのみをもって、控訴人が悪意の受益者であると判断するのは誤りである。最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁（以下「平成19年判決」という。）は、「貸金業者が制限超過部分を利息の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきである。」と判示しているが、裁判所の法解釈と異なる解釈をしたことをもって、すべて一律に不当な利益を得た「悪意の受益者」としてペナルティを科するような解釈は妥当ではない。なぜならば、仮に貸金業法の適用を制限するという最高裁判決等

が存在したとしても、司法府は立法府ではないのであるから、その判断だけで、法律の解釈を固定できないはずだからである。

また、最高裁平成21年7月10日第二小法廷判決・民集63巻6号1170頁（以下「平成21年判決」という。）によれば、みなし弁済が成立しなくても、控訴人は善意の受益者であり、少なくとも悪意の受益者として利息を付して過払金の返還に応じなくてはならないのは、平成18年1月13日以降である。すなわち、平成21年判決は、「平成18年判決（最高裁平成18年1月13日第二小法廷判決・民集60巻1号1頁）が言い渡されるまでは、平成18年判決が示した期限の利益喪失特約の下での制限超過部分の支払（以下「期限の利益喪失特約下の支払」という。）は原則として貸金業法43条1項にいう「債務者が利息として任意に支払った」ものということとはできないとの見解を採用した最高裁判所の判例はなく、下級審の裁判例や学説においては、このような見解を採用するものは少数であり、大多数が、期限の利益喪失特約下の支払というだけではその支払の任意性を否定することとはできないとの見解に立って、同項の規定の適用要件の解釈を行っていたことは、公知の事実である。・・・そうすると、上記事情の下では、平成18年判決が言い渡されるまでは、貸金業者において、期限の利益喪失特約下の支払であることから直ちに同項の適用が否定されるものではないとの認識を有していたとしてもやむを得ないというべきであり、貸金業者が上記認識を有していたことについては、平成19年判決の判示する特段の事情があると認めるのが相当である。したがって、平成18年判決の言渡し日以前の期限の利益喪失特約下の支払については、これを受領したことのみを理由として当該貸金業者を悪意の受益者であると推定することはできない。」と判示した。そして、控訴人は、平成18年判決が出された同年1月13日以降、直ちに同判決への対応を行い、同年7月1日以降は、取引に使用する基本契約から約定利息の未払を理由とする期限の利益喪失約款を削除するなどした。

したがって、被控訴人による控訴人が悪意である旨の立証がない限り、控訴人が悪意の受益者として利息を付して過払金返還に応じなくてはならないのは、平成18年1月14日から同年6月30日までの間の限定された期間だけにすぎない。

また、みなし弁済のその他の要件であるいわゆる17条書面及び18条書面交付の要件については、貸金業法の制定時である昭和58年から最高裁平成2年1月22日第二小法廷判決・民集44巻1号332頁まで、みなし弁済の成立要件について厳格に解釈しなければならないとの認識はされておらず、その後、最高裁平成16年2月20日第二小法廷の各判決・民集58巻2号380頁及び同475頁までの間も緩やかな解釈がされており、これらの判決以降も、みなし弁済の成否に関する見解は統一されておらず、控訴人の解釈及び営業システムに親和的な裁判例及び学説等が多数存在していた。最高裁がみなし弁済の成立に関して、厳格に解するようになったのは、平成18年判決以降のことである。

控訴人は、平成18年判決が言い渡されるまでは、当時の解釈に照らして合理的な17条書面及び18条書面を交付していた。

したがって、控訴人は、任意性の要件についてだけでなく、17条書面及び18条書面交付に関しても、平成18年判決の言渡日である平成18年1月13日までは、悪意と推定されることはないというべきである。

(3) 付加利息の発生時期

原審は、控訴人が悪意の受益者だとして、その付加利息の発生時期をいつからと解するのかという点について、何ら触れることなく、被控訴人の請求を認容したが、民法704条前段所定の利息は、取引終了日の翌日から発生すると解すべきである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の請求は理由があると判断する。その理由は次のとお

りである。

2 被控訴人と控訴人との間において、昭和57年9月21日から平成20年9月3日までの間、継続的な金銭消費貸借契約が行われ、金銭の借入れ及び返済が繰り返されたこと、それらの借入金、弁済額及び各取引日については、原判決別紙計算書1記載のとおりであることは、当事者間に争いがない。

そして、(1) 消滅時効の起算点については、被控訴人と控訴人との間の取引が終了したときから進行すると解するのが相当であり、(2) 過払金の支払について貸金業法上のみなし弁済は成立せず、かつ、控訴人は利得の時から悪意の受益者であると認められ、(3) 民法704条の法定利息は、過払金発生の都度発生すると解すべきである。

したがって、被控訴人と控訴人との間の上記取引経過について、利息制限法所定の金利に引き直して計算すると、原判決別紙計算書1のとおり、平成20年9月3日現在の過払金は408万1383円、確定利息は31万0496円となるから、控訴人は、被控訴人に対し、その合計439万1879円及びうち408万1383円に対する最後の取引日の翌日である同月4日から支払済みまで年5分の割合による法定利息を支払う義務がある。

3(1) 控訴人は、不当利得返還請求権は、本訴提起（平成21年1月21日）から10年遡った平成11年1月21日以前に発生した債権は、既に時効により消滅していると主張する。

しかし、本件取引は、証拠（乙5～13）及び弁論の全趣旨によると、基本契約に基づく借入限度額設定により、その限度で継続的に借入れ、返済が繰り返されていたものであり、その基本契約には、利息制限法所定の制限を超える利息の弁済により発生した過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意（控訴人のいう過払充当合意）を含むと認められる。控訴人の主張もこのことを前提とするものである。そして、このような場合、その取引により生じた過払金返還請求権の消滅時効は、特段の事情がない限

り、その取引が終了した時から進行すると解すべきである（前掲最高裁平成21年1月22日判決参照）。

したがって、本件過払金返還請求権の消滅時効の起算点は、本件取引の終了した平成20年9月3日からであり、本訴提起の日は平成21年1月21日であるから、本件過払金返還請求権が時効消滅したとの控訴人の主張は理由がない。

控訴人は、過払金返還請求権の消滅時効の起算点について、過払充当合意は消滅時効の進行を妨げる法律上の障害にはならないことは明白であると主張するが、判例に反する独自の见解であって、採用できない。

(2) 控訴人は、平成21年判決及び平成19年判決を根拠に、控訴人は悪意の受益者ではないと主張する。

確かに、貸金業法43条1項の適用の要件であるいわゆる17条書面及び18条書面交付についての解釈等について、控訴人の主張のような変遷があることは否定できない。

しかし、平成19年判決は、「金銭を目的とする消費貸借において利息制限法1条1項所定の制限利率（以下、単に「制限利率」という。）を超過する利息の契約は、その超過部分につき無効であって、この理は、貸金業者についても同様であるところ、貸金業者については、貸金業法43条1項が適用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の債務の弁済として受領できるとされているにとどまる。このような法の趣旨からすれば、貸金業者は、同項の適用がない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は不当利得として借主に返済すべきものと十分に認識しているものというべきである。」と判示している。

これに対し、平成21年判決は、平成18年判決が言い渡されるまでは、期限の利益喪失特約の下での制限超過部分の支払につき原則として任意性を否定した最高裁の判例はなく、下級審の裁判例や学説においても、このよう

な見解を採用するものは少数であり、大多数が上記特約の下での制限超過部分の支払というだけではその支払の任意性を否定することができないとの見解に立っていたことにかんがみ、期限の利益喪失特約の下での制限超過部分の受領については、これを受領したことのみを理由として当該貸金業者を悪意の受益者であると推定することはできないとしたものである。このような判断は、期限の利益喪失特約の下での制限超過部分の支払についての任意性の有無の判断が、法令の明文の規定に基づくものではなく、専ら解釈に委ねられている問題であったことが考慮されているものと考えられる。

これに対して、いわゆる17条書面及び18条書面の交付の有無は、法令の明文の規定の解釈問題であり、本来、貸金業者は、その正しい解釈に基づいて行動すべきものであるから、現在からみれば誤った解釈に基づいて行動していた場合に、それをやむを得ないとするには、少なくとも、控訴人の主張に一致する解釈が通説とされていて、これと異なる解釈をすることを期待することはできなかったというような事情が必要であり、単に、控訴人が主張するような事情だけでは、控訴人において、同項の適用があるとの認識を有していたとしても、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるとはいえない。

そして、控訴人が17条書面と主張して提出する証拠は、貸付限度額の記載はあっても貸付金額の記載のないもの（乙6ないし8、10、12）及び貸付限度額の記載すらないもの（乙5）であり、これらは、到底、17条書面とは認められないものである。したがって、このような書面の交付しかない本件事案においては、18条書面の交付の有無につき検討するまでもなく、貸金業法43条1項のみなし弁済は成立するとは認められず、控訴人が、制限超過部分を利息の弁済として受領したが、その受領につき同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるとはいえない。控訴人の主張は

理由がない。

- (3) 控訴人は、民法704条前段所定の利息は取引終了日の翌日から発生すると解すべきであると主張するが、「金銭消費貸借の借主が利息制限法1条1項所定の制限を超えて利息の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合において、貸主が悪意の受益者であるときは、貸主は、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生の中から同条前段所定の利息を支払わなければなら」ず、「このことは、金銭消費貸借が、貸主と借主との間で継続的に金銭の借入れとその弁済が繰り返される旨の基本契約に基づくものであって、当該基本契約が過払金が発生した当時他の借入金債務が存在しなければ過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むものであった場合でも、異なるところはないと解するのが相当である」（最高裁平成21年9月4日第二小法廷判決・裁判所時報1491号258頁）。

したがって、控訴人の主張は、判例に反する独自の見解であって、理由がない。

- 4 よって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 大 橋 寛 明

裁判官 佐 久 間 政 和

正 米 見 裁判官

これは正本である。

平成 22 年 2 月 4 日

東京高等裁判所第 2 民事部

裁判所書記官 本 田

